

令和5年度（2023年度）豊中市包括外部監査業務仕様書

1. 業務内容

包括外部監査人（以下「受注者」という。）は、包括外部監査契約（以下「契約」という。）に基づき、包括外部監査を実施し、監査結果に関する報告を、豊中市長（以下「発注者」という。）、豊中市議会議長、監査の対象となった行政委員会の長及び豊中市監査委員に提出するものとする。

2. 契約期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

3. 履行場所

豊中市役所（豊中市中桜塚3丁目1番1号）ほか

4. 実施方法

（1）監査計画

令和5年度包括外部監査スケジュールの提出。

（2）監査テーマの決定

契約締結後3か月以内に監査テーマを決定する。

（3）受注者の監査の事務を補助する者

受注者は、監査の事務を他の者に補助させる必要が生じたときは、速やかに、監査委員の協議に付す。

（4）代表監査委員に対する監査協力の申出

受注者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の33第2項に規定する代表監査委員に対する監査の協力の求めについて、契約締結後に文書で依頼する。

（5）監査の実施の通知

受注者は、監査を実施するにあたっては、その10日前までにその旨を監査委員事務局に通知する。

(6) 資料請求、現地調査、聞き取り調査等

受注者は、監査対象部局への資料請求、現地調査、聞き取り調査等の調整を行う。

(7) 執務日誌の提出

受注者及び補助者は、執務日誌に必要事項を記入し、退勤の際、発注者の確認を受けなければならない。

5. 監査の結果に関する報告

(1) 監査の結果に関する報告の名称

包括外部監査の結果報告書

包括外部監査の結果報告書（概要版）

(2) 提出方法

受注者は、「包括外部監査の結果報告書」（案）及び「包括外部監査の結果報告書（概要版）」（案）を令和6年(2024年)1月31日までに行政総務課に提出するものとする。

受注者は、「包括外部監査の結果報告書」の内容を2月上旬（報告書の提出日の概ね1週間前を目安とする。）までに監査委員に説明するものとする。

6. 「豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱」、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領」の遵守

監査業務の執行上、暴力団（員）等からの不当な介入を受けたときは速やかに、発注者及び所轄の警察署（豊中警察署）への届出を行うこと。

7. その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者協議のうえで処理するものとする。